造林事業請負契約書（案）

1　事 業 名　７年度日高北部署【振内・門別地区】保全整備造林第３号

2　事業場所　日高北部森林管理署　1010林班ろ小班外

3　事 業 量　地拵　0.73ha　　大型機械地拵　5.39ha
コンテナ苗植付　6.12ha

4　事業期間　契約締結日の翌日から
令和８年11月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

5　請負金額　金　　　　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金　　　　　円也）

6　選択条項　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第４条第１項第１号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第４条第１項第２号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第４条第１項第３号
	公共工事履行保証証券による保証		第４条第１項第４号
	履行保証保険契約の締結		第４条第１項第５号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の　以内	第35条第１項
×	中間前金払		第35条第３項
○×	部分払	回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

7　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定場所	引渡予定月日

8　特約事項

①　請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」又は「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。

②　発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。
　ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

③　発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

④　請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年３月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに３点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに３点ずつ減ずることができることとする。

⑤　請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所　沙流郡日高町栄町東２丁目258－３
氏名　分任支出負担行為担当官
日高北部森林管理署長　野木　宏祐　印

請負者　住所
氏名　印

特 記 仕 様 書

７年度日高北部署【振内・門別地区】保全整備造林第３号について下記の事項を定める

記

１　国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板等に事業内容及び国土強靭化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

（１）　工事看板等の記載内容

次の記載文章例を参考に簡潔に記載することとする。

（記載例）健全な森林づくりのため地拵、植付を行っています。
国土強靭化対策事業

（２）　留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要とし、これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

２　地拵・植付について

（１）地拵

大型機械地拵については、伐採帯内の末木枝条は伐区外に堆積すること。なお、1 箇所に大量に積み上げることなく均等に堆積し、立木の根元にかぶせるように堆積しないこと。着手前には監督職員と相談のうえ実行すること。また、大型機械等での下刈を想定していることから、伐採帯までは機械が走行できるように森林作業道を確保すること。下刈機械が森林作業道から作業区内に自走して出入りできるように出入口を確保すること。

（２）植付

植栽方向については、監督職員と相談のうえ実施すること。

３　協定苗木の使用について

植付作業で使用するすべてのコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社　谷口精光園 北斗市本町２丁目２番３号 TEL：０１３８－７７－８１０１	クリーンラーチ	1 号（150cc）	11,080 本

地拵

事 業 内 訳 書

担当区	林小班	作業種別（細分）	面積（ha） 区域	実行	作業仕様 刈払方法	刈幅（m）	残幅（m）	周囲刈（m）	連絡路（m）	孔状面数	作業期間年月日 から	まで	備考
振内	1010 に	新植地拵	2.11	0.49	全刈						契約締結の翌日	R8.11.30	
		新植地拵 計	2.11	0.49									
		振内 計	2.11	0.49									
門別	2018 ろ	新植地拵	0.72	0.24	筋刈	3.0	5.0	1.0			契約締結の翌日	R8.11.30	
		新植地拵 計	0.72	0.24									
		門別 計	0.72	0.24									
合計			2.83	0.73									

大型機械（グラップル等）

事 業 内 訳 書

担当区	林小班	作業種別（細分）	面積（ha）区域	面積（ha）実行	作業仕様 刈払方法	刈幅（m）	残幅（m）	連絡路	伐根処理	作業期間年月日 から	まで	備考
振内	1010 ろ	新植地拵（大型機械）	5.56	1.49	全刈				少	契約締結の翌日	R8.11.30	グラップル等
振内	1010 は	新植地拵（大型機械）	1.00	0.40	全刈				少	契約締結の翌日	R8.11.30	グラップル等
振内	1010 に	新植地拵（大型機械）	2.11	1.62	全刈				少	契約締結の翌日	R8.11.30	グラップル等
		新植地拵（大型機械）計	8.67	3.51								
		振内 計	8.67	3.51								
門別	2019 ろ	新植地拵（大型機械）	0.52	0.52	全刈				少	契約締結の翌日	R8.11.30	グラップル等
門別	2019 へ	新植地拵（大型機械）	1.63	1.36	全刈				少	契約締結の翌日	R8.11.30	グラップル等
		新植地拵（大型機械）計	2.15	1.88								
		門別 計	2.15	1.88								
合計			10.82	5.39								

コンテナ苗植付

事 業 内 訳 書

担当区	林小班	作業種別（細分）	樹種	面積（ha） 区域	実行	数量（本）	作業仕様 植付条数	列間（m）	苗間（m）	苗木規格（号）	作業期間年月日 から	まで	備考
振内	1010 ろ	新植 コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コンテナ苗)	5.56	1.49	2,235	1	4.0	1.7	1	R8.9.1	R8.11.30	
振内	1010 は	新植 コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コンテナ苗)	1.00	0.40	600	1	4.0	1.7	1	R8.9.1	R8.11.30	
振内	1010 に	新植 コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コンテナ苗)	2.11	2.11	3,165	1	4.0	1.7	1	R8.9.1	R8.11.30	
		新植 コンテナ苗植付 計		8.67	4.00	6,000							
		振内 計		8.67	4.00	6,000							
門別	2018 ろ	新植 コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コンテナ苗)	0.72	0.24	575	2	1.5	1.0	1	R8.9.1	R8.11.30	
門別	2019 ろ	新植 コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コンテナ苗)	0.52	0.52	1,245	1	2.0	2.0	1	R8.9.1	R8.11.30	
門別	2019 へ	新植 コンテナ苗植付	クリーンラーチ(コンテナ苗)	1.63	1.36	3,260	1	2.0	2.0	1	R8.9.1	R8.11.30	
		新植 コンテナ苗植付 計		2.87	2.12	5,080							
		門別 計		2.87	2.12	5,080							
合計				11.54	6.12	11,080							

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。